



26 福保子保第745号

平成26年6月9日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

ノックノックプリスクール設置者 殿

東京都知事 舩 添 要



貴殿の設置する(ノックノックプリスクール)については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしているため、その旨を証明する。

施設 の 名 称            ノックノックプリスクール  
施設 の 所 在 地        東京都世田谷区船橋一丁目30番3号 エグゼ千歳船橋1F  
事業開始年月日        平成25年8月1日  
設 置 者                株式会社イーストマンワールド

東京都による立入調査実施日    平成26年2月25日

証明書交付年月日                平成26年4月1日

当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課

(TEL 03-5320-4131)

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従来の証明書を上記設置届出先に返還すること。